

笠間市議会議長

大関 久義 様



陳情第5-4号

令和5年8月21日

陳情者

氏名 井上 一



連絡先 茨城県笠間市笠間1821-7

サンハイツ遠の森601号

電話番号 [REDACTED]

児童生徒におけるマスク着用に関する陳情

陳情 趣旨

1 いわゆるコロナ禍と言われる状態になってから3年以上が経過し、その間、幼保・小中学校の児童生徒においては様々なイベント・学校行事の自粛や学校生活全般で多くの制限を受けてきた。昨年全国で子供の不登校・自殺者は過去最多を記録しており、学校生活や教育活動のなかで感染拡大防止対策と称して取られてきた対策が、逆に子供達の健康や発育、発達に悪影響を与えていているとも言われており、特に子供のマスク着用の弊害を裏付ける科学的資料が、国内外から多数報告されている。

2 なお、令和5年3月13日に政府よりマスクの着用が原則個人の判断によるとし5月8日からはコロナ感染症の分類も5類に変更となった。

本年も夏を迎えるに際し、熱中症のリスクが高いことが想定されることから熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導と明記されていたが、実際のところ、昨年は殆どの児童・生徒がマスクを着用して登下校をしていた。その結果、本年6月以降になっても、多くの子供達はマスクを外せない心理的状況に陥ってしまった。

3 元々、日本国内においてマスク着用に法的義務は無い。しかし厚生労働省を初めとする各省政府などが屋内でのマスク着用を「奨励」してきたが、これに反し教育委員会は教育現場の児童生徒に対しマスク着用の「義務付け」を周知しこれが一般的になってしまった。つまり「強制に近い意味合い」となっていた、というのが教育現場の実態である。

これは実質的には「強制」を意味し、政府の方針である「奨励」を大きく超える要求であり、行政的観点は元より、人権的観点、更には刑法第223条にも抵触する非常に大きな問題である。

。

その理由は次の通り

。

- ① 人体の生存には呼吸により酸素を十分に取り込むことが必要である。
- ② マスクは呼吸（の一部）を妨げる。
- ③ 酸素を十分に体内に取り込み、二酸化炭素を排出する、という通常の生命活動を他者がむやみに侵害することは絶対に許されない。
- ④ 特に子供は気道が未発達で個人差も著しい。しかも成長の為に大量の酸素の摂取を必要と

している。

上記4点については、一般的常識に照らし議論の余地は無い。従って本来は他者へのマスク着用の要求は慎重になされるものである。そのため政府は「奨励」という指針を示しているのであり、学校生活（保育所を含む）においてこの政府の指針を超えた独自の規則を課すことは不適切である。

令和4年6月15日に『子ども基本法』が成立し「子どもの権利条約」一般原則には『子どもの最善の利益・子どもにすることを行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える』と定められている。

感染症予防に偏らず、児童・生徒の健全な成長、発達及び学習環境の確保とのバランスを図ることが必要である。そして児童・生徒やその保護者に対して効果と弊害、科学的に充分検証された両論併記でバランスの取れた情報を提示し、保護者の合理的な判断を促すことが肝要ではないか。

以上の理由により、以下の事項について陳情する。

陳情 事項

- 1 この三年間のマスクを外せないこと事態が非常識であること。また常時マスクを着用することが日常化していることで、現在マスクを外すことに不安や感じている児童・生徒がいることを理解し、上記のような理由でマスクを着用し続けている児童・生徒の意思を尊重しつつ、自ら外せるように促すこと。
- 2 「1」で求めた事項について、教育委員会として各学校に通知。保護者、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることの無いよう配慮し、これから猛暑時期には児童・生徒が自らの判断でマスクを外せるよう、熱中症の危険性を丁寧に指導及び説明をすること。
- 3 学校教育機関において感染症対策に偏らずに【子どもの最善の利益】を尊重し、学校生活のあらゆる場面において、一言も声を発することが出来ないような極端な感染症対策を反省し、感染症対策が科学的に合理性があったのかを、今一度検証すること。
- 4 令和4年12月14日に、茨城県から厚生労働省・「新型コロナウィルス感染症対策アドバイザリーボード」に提出された緊急要望のなかに明記されているように、現在、新型コロナの重症化率や致死率は大きく低下し、季節性インフルエンザと同程度の脅威であること。更にオミクロン株への変異以降、主な感染経路は空気感染でありマスクの予防効果は期待できること。
この事実は、既に多くの市民の生活実感と変わりないことでもあり、「周囲の誰かがマスクを外す」まで様子を見ている状態にある。これらの事実に基づき、今後は速やかにコロナ禍以前の状態に戻し、教員、保護者、各企業に対し適切な情報を提供し、大人（小売店、店舗従業員、受付等）から率先してマスクを外し、意味の無いパーテーションパネルを撤去すること。市役所職員、並びに市内の企業、教育機関及び、市内公共施設に対し積極的に周知徹底、指導すること。

以上